

勝浦市地域公共交通運賃協議会規約

(目的)

第1条 勝浦市地域公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議することを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、勝浦市新官1343番地の1に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃等に関する協議
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会は、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業ごとに開催し、協議に参加する委員は、当該事業に係る者に限る。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員として委員となっている者の任期については、その職にある期間とする。
- 3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、勝浦市地域公共交通活性化協議会の会長を務める者をもって充てる。

(副会長)

第7条 副会長は、委員の互選により定める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の書面開催)

- 第9条 やむを得ない事情等により、会議を開催することが困難なときは、書面により委員に賛否を求め、委員から書面による回答を得ることで、会議の決議に代えることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員の過半数から書面による回答が得られなければ、会議の議決に代えることができない。
 - 3 第1項に規定する場合における会議の議事は、前条第3項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

- 第10条 委員は、協議会において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、勝浦市役所企画課内に置く。
 - 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

- 2 協議会設立時における委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

別表 (第4条関係)

関係条項	委員
法第9条第4項第1号	勝浦市副市長
法第9条第4項第2号	運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者等の代表
法第9条第4項第3号	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
法第9条第4項第4号	運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業に関係する住民等の代表

